

河内長野市新学校給食センター整備運営事業

実施方針（修正版）

令和6年1月

（令和6年2月27日修正）

河内長野市

目次

1. 事業概要	1
1.1. 事業内容に関する事項	1
1.1.1. 事業名	1
1.1.2. 事業に供される公共施設の種類の種類	1
1.1.3. 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.4. 事業の目的	1
1.1.5. 用語の定義	1
1.1.6. 基本理念	2
1.2. 事業の内容	3
1.2.1. 事業方式	3
1.2.2. 事業スキーム	3
1.2.3. 事業期間	4
1.2.4. 業務範囲	4
1.2.5. 事業者の収入	5
1.2.6. 事業の実施スケジュール（予定）	6
1.2.7. 法令等の遵守	6
1.2.8. 個人情報保護	6
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	7
2.1. 事業者の募集及び選定方法	7
2.2. 事業者の募集及び選定の手順	7
2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール	7
2.2.2. 募集及び選定の手続き等	8
2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件	10
2.3.1. 参加者の構成等	10
2.3.2. 参加者の資格要件	10
2.3.3. 構成員の制限	12
2.3.4. 河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録がない者の参加	13
2.3.5. 地域経済への配慮	14
2.3.6. 参加資格の確認	14
2.4. 審査及び選定に関する事項	14
2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方	14
2.4.2. 審査の方法	14
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
3.1. 責任分担に関する基本的な考え方	16
3.2. 予想されるリスクと責任分担	16
3.3. 事業の実施状況の監視	16

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
4.1. 本件施設用地の立地条件等	20
4.2. 施設要件	20
4.2.1. 基本的考え方	20
4.2.2. 献立方式	20
4.2.3. 施設規模	20
4.2.4. 施設機能	21
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ...	22
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	22
6.4. その他	22
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	23
7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	23
7.2.1. 交付金及び地方債等	23
7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援	23
8. その他事業の実施に関し必要な事項	24
8.1. 議会の議決	24
8.2. 情報公開及び情報提供	24
8.3. 本事業において使用する言語等	24
8.4. プロポーザル参加に伴う費用負担	24
8.5. 実施方針に関する問合せ先	24

1. 事業概要

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名

河内長野市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

1.1.2. 事業に供される公共施設の種類

学校給食センター

1.1.3. 公共施設等の管理者の名称

河内長野市長 島田 智明

1.1.4. 事業の目的

河内長野市（以下「市」という。）では、社会情勢や家庭環境の変化、他の自治体の動向などから、中学校における全員給食実施の機運が高まってきたことから、令和2年度に「河内長野市学校給食のあり方検討委員会」を設置し、中学校給食のあり方を中心に、様々な角度から改めて議論を行い、令和4年5月に「河内長野市学校給食の基本方針」を策定した。

この基本方針を踏まえ、中学校全員給食の実施に係る安全で安心・安定な学校給食の実現に向け、各実施調理方式を比較検討したところ、センター方式（共同調理方式）を採用することとし、その施設整備にあたっては、現給食センターでは十分な容量を有しておらず、加えて設備面での老朽化の課題もあることから、学校給食施設を新設することとした。

これらの経緯を踏まえ、新たな学校給食センターの整備に必要な基本的な事項を「河内長野市学校給食（施設整備）基本計画」（以下、「基本計画」という。）として取りまとめた。

本事業は、基本計画において整備することとした学校給食センターの整備・運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な学校給食の提供を実現するとともに、財政負担の軽減の観点から本事業の実施にあたり、DBO方式の導入を図るものとする。

1.1.5. 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件施設用地

本件施設を建設する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

ウ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

エ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

オ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

カ 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

キ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、児童・生徒・教職員が使用する備品をいう。

ク 配送校

本事業において給食配送対象となる学校をいう。

ケ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

コ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

サ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

シ 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

ス 契約

基本協定、設計・建設業務請負契約及び維持管理・運營業務委託契約を総称したものをいう。

セ 契約書等

基本協定書、設計・建設業務請負契約書及び維持管理・運營業務委託契約書を総称したものをいう。

1.1.6. 基本理念

本事業は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が本件施設を整備し、維持管理・運営期間内において本件施設等の維持管理及び運営を行う。

事業者は、以下に基づく施設整備を実施するとともに、当該施設整備により実現した性能・機能等を維持・向上できる維持管理及び運営を実施するものとする。

ア 全員給食による中学校給食の実施

- ・ 適切な計画食数を設定することにより、小学校に加え、中学校における全員給食の実施が可能となる施設整備を行う。
- ・ 全員給食の実現にあたり、児童・生徒にふさわしい献立内容の給食提供が可能となる施設整備を行う。

イ 安全で安心・安定な学校給食

- ・ 「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」に基づき衛生管理環境が確保された施設とすることにより、安全で安心・安定な学校給食の提供が可能となる施設整備を行う。

- ・ 二重食缶を導入することにより、温かいものは温かく、冷たいものは冷たい、おいしい給食を提供する。
- ・ アレルギー対応室を設置することで、食物アレルギー対応食の調理が可能となり、より安全で安心・安定な給食の提供を推進する。
- ・ 電解水を利用できる施設とすることで、より効率的で衛生的な調理作業が可能となる施設整備を行う。

ウ 食育の推進

- ・ 学校給食を「生きた教材」ととらえ、食に関する学習活動が可能となる施設整備を行う。
- ・ 地産地消の推進による食材の取り扱いが可能となる施設整備を行う。

エ 学校運営・学校環境への影響の軽減

- ・ 学校の給食時間に合わせて調理可能な調理設備の導入、配送校の配膳室の状況に配慮したコンテナの導入など、学校運営・学校環境への影響を軽減することが可能となる施設整備を行う。

オ 学校給食の持続可能で効率的な給食運営

- ・ 高効率な設備を導入して省エネルギー・省資源化を図るなど、環境負荷を軽減することが可能となる施設整備を行う。
- ・ 厨芥処理システムの導入など、ごみの減容、減量を推進することが可能となる施設整備を行う。
- ・ 臭気・騒音対策や交通安全対策のほか、外観にも配慮するなど、地域の周辺環境負荷を軽減することが可能となる施設整備を行う。

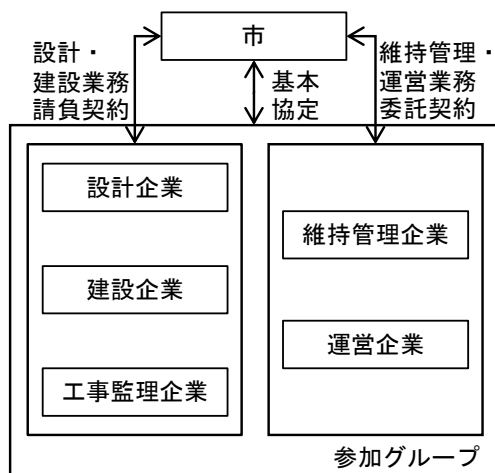
1.2. 事業の内容

1.2.1. 事業方式

本事業は DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。市は本件施設の設計・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達する。なお、本件施設は、市が所有する。また、本件施設の設計・建設業務は、学校施設環境改善交付金の対象事業として実施する。

1.2.2. 事業スキーム

事業スキームは、以下のとおりとする。



※1 各企業の概要は、「2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件」のとおりとする。

※2 基本協定及び設計・建設業務請負契約は、令和6年10月下旬を目途として締結（設計・建設業務請負契約は仮契約）し、設計・建設業務請負契約は市議会の議決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。

※3 維持管理・運営業務委託契約は、設計・建設業務請負契約の本契約と同一日に契約を締結する。

1.2.3. 事業期間

本事業の事業期間は、設計・建設業務請負契約及び維持管理・運営業務委託契約締結日から令和23年7月末日までとする。

1.2.4. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品調達業務
- (ケ) 配膳室備品調達・更新業務
- (コ) 歩道舗装工事業務
- (サ) 近隣対応・周辺対策業務
- (シ) 各種許認可申請等の手続業務
- (ス) 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- (セ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 各種マニュアルの作成
- (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (オ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (カ) 従業員等の研修
- (キ) 調理リハーサル
- (ク) 配送リハーサル
- (ケ) 給食提供訓練業務
- (コ) 試食会の開催支援
- (サ) 事業説明資料の作成
- (シ) 映像紹介資料の作成
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務

-
- (オ) 事務備品保守管理業務
 - (カ) 清掃業務
 - (キ) 警備業務
 - (ク) 長期修繕計画作成業務
 - (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運營業務

- (ア) 食品検収補助・保管業務
- (イ) 調理業務
- (ウ) 配送・回収業務
- (エ) 洗浄・消毒等業務
- (オ) 配膳業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 運営備品保守管理業務
- (ク) 配送車調達・維持管理業務
- (ケ) 衛生管理業務
- (コ) 食育推進促進業務
- (サ) 広報支援業務
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 献立作成業務
- (エ) 栄養管理業務
- (オ) 調理指示業務
- (カ) 給食費徴収管理業務
- (キ) 食数調整業務
- (ク) 広報業務（見学者対応を含む。）
- (ケ) 食育業務
- (コ) 配膳室整備・改修業務
- (サ) 光熱水費の負担

1.2.5. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりである。

ア 設計及び建設に係るもの

市は、事業者が実施する設計・建設に係る請負代金について、前払金の他、令和7年度末における部分払い、及び残額を本件施設の引渡し時に事業者へ支払う。

イ 開業準備に係るもの

市は、事業者が実施する開業準備に係る委託料について、維持管理・運営期間開始時に事業者へ一括で支払う。

ウ 維持管理及び運営に係るもの

市は、事業者が実施する維持管理・運営に係る委託料について、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は四半期ごとに支払うものとし、物価変動に基づき、改訂することを予定している。

1.2.6. 事業の実施スケジュール（予定）

事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。事業者提案によるスケジュールの変更は可能とするが、施設の供用開始時期の遅延は認めない。

ア 契約締結	令和6年12月
イ 設計・建設期間	令和6年12月～令和8年10月（1年11か月間）
ウ 本件施設の引き渡し	令和8年10月
エ 開業準備期間	令和8年11月～令和8年12月（2か月間）
オ 維持管理・運営期間	令和9年1月～令和23年7月（14年7か月間）

1.2.7. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

1.2.8. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的な業務の実施を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2.2. 事業者の募集及び選定の手順

2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

	日程	内容
令和6年	1月12日（金）	実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表
	1月31日（水）	実施方針等に関する質問及び意見の受付期限
	2月14日（水）	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表
	3月25日（月） ～3月29日（金）	配送校見学会
	4月上旬	募集要項等の公表
	5月上旬	募集要項等に関する質問（1回目）受付期限
	5月中旬	募集要項等に関する質問（1回目）に対する回答期限
	5月下旬	参加表明書及び参加資格審査書類の受付期限
	6月上旬	参加資格審査結果の通知
	6月上旬	募集要項等に関する質問（2回目）受付期限
	6月下旬	募集要項等に関する質問（2回目）に対する回答期限
	8月上旬	提案書の受付期限
	9月中旬	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	9月中旬～下旬	優先交渉権者の決定及び公表
	10月下旬	基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約締結
12月	設計・建設業務請負契約の本契約締結（議会承認後） 及び維持管理・運営業務契約の締結	

2.2.2. 募集及び選定の手続き等

(1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

a) 受付期間

令和6年1月12日（金）から令和6年1月31日（水）17時00分まで

b) 受付方法

件名を「(企業名・質問書) 河内長野市新学校給食センター整備運営事業」とし、実施方針等に関する質問及び意見書（様式1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：kyuushokuc-project@city.kawachinagano.lg.jp

(2) 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和6年2月14日（水）に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問及び意見のうち必要と判断した場合には、質問及び意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(3) 配送校見学会

配送校見学会を次のとおり開催する。なお、募集要項等の公表後の配送校見学会の実施は予定していない。

a) 開催日

令和6年3月25日（月）～3月29日（金）のうちいずれかの日程での開催を予定している。

各日の見学対象校、見学スケジュール、集合場所等の詳細は、令和6年3月5日（火）までに、市ホームページで公表する。

b) 参加方法等

令和6年1月12日（金）から令和6年3月8日（金）17時00分までに、件名を「(企業名・配送校見学会申込) 河内長野市新学校給食センター整備運営事業」とし、配送校見学会参加申込書（様式2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、見学会で実施方針等の配布は行わない。

電子メール：kyuushokuc-project@city.kawachinagano.lg.jp

c) 留意事項

ア 会場を含む各学校の敷地内は全面禁煙とする。

イ 見学中は、配付する名札を着用すること。

ウ 会場における写真撮影は可とするが、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。

(4) 募集要項等の公表

募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、設計・建設業務請負契約書（案）及び維持管理・運営業務委託契約書（案）（以下、「募集要項等」という。）の公表を行う。

(5) 募集要項等に関する質問受付（1回目）

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は「募集要項」に示す。

(6) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表（1回目）

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「募集要項」に示す。

(7) 参加表明書及び参加資格審査書類の受付期限、参加資格審査結果の通知

本事業に関する参加表明書及び参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、参加者に通知する。

(8) 募集要項等に関する質問受付（2回目）

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は「募集要項」に示す。

(9) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表（2回目）

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「募集要項」に示す。

(10) 提案書の受付

参加資格審査通過者に対し、提案書の提出を求める。

提案書の提出方法、時期及び提案に必要となる書類の詳細等については、「募集要項」で提示する。

(11) 優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書について評価を行い、河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）の審査を経て、市が優先交渉権者を決定する。審査の結果は参加者に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

(12) 基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約締結

市は、優先交渉権者と基本協定及び設計・建設業務請負契約の仮契約を締結する。

(13) 設計・建設業務請負契約の本契約締結及び維持管理・運営業務契約の締結

市は、設計・建設業務請負契約の締結に関する河内長野市議会の議決を経て、優先交渉権者と設計・建設業務請負契約の本契約を締結する。

また、維持管理・運営業務委託契約を設計・建設業務請負契約の本契約の締結と同一日に締結する。

2.3. 参加者が備えるべき参加資格要件

2.3.1. 参加者の構成等

参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとする。

- (ア) 設計企業：設計・建設業務のうち設計業務
- (イ) 建設企業：設計・建設業務のうち建設業務
- (ウ) 工事監理企業：設計・建設業務のうち工事監理業務
- (エ) 維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
- (オ) 運営企業：運営業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務、統括責任者の配置

また、本事業を実施する上で必要となる上記以外の業務を担当する企業等（以下「その他企業」という。）を含めることができる。

- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ウ 構成員のうち、運営企業を代表企業として定め、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。なお、本事業に係る SPC（特別目的会社）の設立は不要とする。
- エ 一参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。ただし、設計・建設業務請負契約が本契約として効力を生じた後、選定されなかった参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- オ 構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、市に通知し、承諾を得るものとする。

2.3.2. 参加者の資格要件

参加者の構成員は、次の参加資格要件のうち、分担する業務範囲に応じた要件のいずれにも該当しなければならない。

ア 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務

を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

（ア） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ） 令和6年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。

（ウ） 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積2,500㎡以上の公共施設（平成27年4月以降に竣工した施設に限る）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

（エ） 平成27年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

イ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が（ア）から（イ）までの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

（ア） 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

（イ） 令和6年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。

（ウ） 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築工事一式の総合評定値が、市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内業者）は750点以上、それ以外の者は1,000点以上であること。

（エ） 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積2,500㎡以上の公共施設（平成27年4月以降に竣工した施設に限る）の施工を元請として完了した実績を有していること。なお、共同企業体で施工した場合、共同企業体の構成員数が3社以上で20%以上出資した者、2社で30%以上出資した者については実績とみなす。

ウ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

（ア） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ） 令和6年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。

（ウ） 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積2,500㎡以上の公共施設（平成27年4月以降に竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。

（エ） 平成27年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食センターの工事監理を元請として完了した実績を有していること。

エ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

（ア） 令和6年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。

（イ） 平成27年4月以降に国又は地方公共団体が発注した公共施設の維持管理業務を元請と

して完了した実績を有していること。

オ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して運営業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

（ア） 令和6年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。

（イ） 平成27年4月以降にドライシステムの学校給食センターの調理業務（元請に限る）又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年厚生省生活衛生局長通知第85号）に基づき、同一メニューを1回1,500食以上若しくは1日3,000食以上を提供する調理施設における調理業務を元請として完了した実績を有していること。

カ その他企業は、次の要件を満たしていること。

（ア） 令和6年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。

2.3.3. 構成員の制限

次に該当する者は、参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者

イ 国・大阪府・市の指名停止措置を受けている者

ウ 令和元年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業停止等の行政処分を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者

カ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者

キ 次の（ア）から（カ）までのいずれの場合にも該当する者（（ウ）～（キ）については役員又は使用している相当の責任の地位にある者が該当する場合も含む）

（ア） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

（イ） 暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

（ウ） 自己、自己が経営する法人その他の団体、自己が所属する法人その他の団体又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。

（エ） 暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

（オ） 暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

ク 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社アトラスワークス 東京都中央区日本橋2丁目1-7丹生ビル2階

・NiX JAPAN株式会社 富山県富山市奥田新町1番23号

・内藤・さきくさ法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号築地第一長岡ビル10階

ケ 市が本事業のために設置する選定審査会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。なお、募集要項等の公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

2.3.4. 河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録がない者の参加

2.3.2.に掲げる河内長野市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者が参加する場合は、参加表明書の提出時に次のとおり資料を提出すること。なお、審査により、参加を認めないとされた者は、参加を認めないと判断された理由について、書面により説明を求めることができる。なお、本申請について得た参加資格は本事業に限るものとする。

ア 2.3.3.カに示す確認資料

(ア) 法人市町村民税又は市町村民税に未納の額がないことを証する書類

法人にあつては所在する市町村の法人市町村民税に係る完納証明書（支店等（受任者）で申請をする場合は、本店・支店等の双方）を、個人にあつては所在する市町村の市町村民税の完納証明書を提出すること。なお、当該証明書については、参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(イ) 河内長野市に対し納付すべき市税に未納の額がないことを証する書類

河内長野市に対し納付すべき市税（固定資産税・都市計画税）がある者は、河内長野市税に係る完納証明書を提出すること。なお、当該証明書については、参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。河内長野市に対し納付すべき市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」（募集要項等の公表時に示す）を提出すること。

(ウ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

イ 会社概要等

(ア) 会社概要のわかるもの（パンフレット等既存のもので可。）

(イ) 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

当該証明書については、参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 役員等調書及び照会承諾書（募集要項等の公表時に示す）

エ 委任状及び使用印鑑届出書（募集要項等の公表時に示す）

オ 印鑑証明書（法人）または印鑑登録証明書（個人）

当該証明書については、参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

カ その他免許・許可・登録証明書等（業種により必要となる資料が異なるため、市に問い合わせること。）

2.3.5. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、河内長野市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

2.3.6. 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書及び参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定日までの間に、参加者の構成員が上記参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

2.4. 審査及び選定に関する事項

2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、参加者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験を有する者及び市職員で構成する選定審査会を設置する。選定審査会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、選定審査会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。また、審査にあたり、参加者からのヒアリングを実施する予定である。

2.4.2. 審査の方法

(1) 参加資格審査

参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加資格審査申請書類提出者に通知する。

(2) 提案書審査

「事業者選定基準」に従って、選定審査会において提案書等の審査を行い、参加者の提出した提案内容について評価項目ごとに得点化して、得点の合計が最も高い提案を行った参加者を最優秀提案者として選定する。市は、選定審査会の報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(3) 審査事項

審査事項は、「事業者選定基準」に示す。

(4) 審査結果

審査結果は公表する。

(5) 提案書類等の取り扱い

a) 著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された参加者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者決定結果の公表に必要な範囲でその他の参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

b) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、質の高い業務を長期の契約期間において確実に実施することを目指すものである。したがって、設計・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

3.2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として表 リスク分担（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、契約書等に示すものとする。

3.3. 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する設計・建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、契約書等に定める。

また、設計・建設及び維持管理・運営に係る業務が十分に実施されない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、請負代金及び委託料の減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、契約書等に示す。

表 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	募集手続	1	募集要項の誤り、募集手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動	14	施設供用開始前のインフレ・デフレ（※1）	○	○
		15	施設供用開始後のインフレ・デフレ（※2）	○	○
	本事業の中止・延期	16	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		17	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力	19	不可抗力による損害（※3）	○	○
契約前	応募費用	20	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	21	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		22	議会の議決が得られない	○	○
		23	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

表 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
設計	測量・調査	24	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		25	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	26	市の帰責事由により変更する場合	○	
		27	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	28	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		29	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	30	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
31		事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○	
建設	用地の確保	32	本件施設用地の確保に関するもの	○	
		33	本件施設用地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	34	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		35	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	36	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
		37	市の帰責事由によるもの	○	
	工事遅延	38	事業者の帰責事由によるもの		○
		39	市の帰責事由によるもの	○	
	工事費増大	40	事業者の帰責事由によるもの		○
		41	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
施設損害	42	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理の不備	43	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
維持管理・運営	運営開始の遅延	44	市の帰責事由によるもの	○	
		45	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	46	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	47	市の帰責事由による委託料の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	48	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大	49	市の帰責事由によるもの	○	
		50	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	51	市の帰責事由によるもの	○	
		52	経年劣化によるもの		○
		53	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の契約適合	54	契約不適合責任期間内		○
55		契約不適合責任終了後	○		

表 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	需要変動	56	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		57	児童・生徒数、教職員数の変動によるもの（※4）	○	○
		58	残渣の変動		○
	食中毒・異物混入	59	検収時前における食品の異常	○	
		60	検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの		○
		61	検収後の保存方法に起因する食品の異常		○
		62	調理過程における調理方法の不適による食品の異常		○
		63	配送業務に起因する場合		○
	食物アレルギー対応	64	食物アレルギーをもつ生徒の情報収集不備、食物アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食品調達時の誤り	○	
		65	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○	
		66	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延	67	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		68	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		69	調理の遅延によるもの		○
		70	事業者の交通事故による遅延		○
		71	食品の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大	72	配送校の変更による運搬費の増大	○	
		73	交通事情の悪化による運搬費の増大		○
	移管	性能確保	74	事業終了時における施設の性能確保に関するもの	
事業終了時の手続き		75	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○

（※1） 建設業務では-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。

（※2） 維持管理・運營業務では規定する指標に基づき、-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。

（※3） 請負代金及び委託料の-1%以上+1%以下の損害は事業者が負担することを予定している。

（※4） 提供対象者数（事業者が給食を提供すべき児童・生徒数と教職員数を合算した数）が、3,250人/日以上又は6,500人/日以下とならない可能性がある場合は、委託料の見直し等を行う。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1. 本件施設用地の立地条件等

ア 所在地	河内長野市小山田町 379 番 1 他
イ 面積	約 6,900 m ² (法面含む)
ウ 都市計画	
(ア) 都市計画区域	市街化区域
(イ) 用途地域	第一種中高層住居専用地域 (令和 6 年 9 月頃に工業系用途地域に用途変更する予定)
(ウ) 防火指定	なし
(エ) その他の地域区域	第二種高度地区、宅地造成工事規制区域、建築基準法第 22 条指定区域
(オ) 建ぺい率・容積率	60%・200%
エ 埋蔵文化財包蔵地登録	なし
オ その他	市は、令和 7 年 7 月末までに既設建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定である。

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等にあって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

4.2. 施設要件

4.2.1. 基本的考え方

給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指している。

4.2.2. 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。

4.2.3. 施設規模

1 日当たり最大 6,500 食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

4.2.4. 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸室等
一般エリア	市専用部分	市職員事務室（書庫、倉庫、更衣、給湯室設置）、市職員・来客用玄関、市職員用トイレ 等
	共用部分	見学スペース、会議室、小会議室、外来トイレ、バリアフリースペース、移動式釜保管庫、廊下等、施設出入口、機械室・電気室・ボイラー室、エレベーター 等
	事業者専用部分	事業者事務室（書庫、倉庫、更衣室設置）、事業者用玄関、食堂兼休憩室、事業者用トイレ、配送員用控室 等
給食エリア	汚染作業区域	<p>■検収エリア 食材搬入用プラットフォーム、荷受室、検収室、廃棄庫（可燃物庫・不燃物庫） 等</p> <p>■下処理エリア 泥落とし室、魚肉下処理室、野菜類下処理室、冷蔵庫・冷凍庫、食油庫、容器・器具等洗浄室、食品庫（兼調味料庫）、調味料計量室、物品倉庫、卵処理室 等</p> <p>■洗浄エリア 洗浄室、残渣室、洗剤庫、食缶等回収用風除室 等</p>
	非汚染作業区域	<p>■調理エリア 調理室、野菜上処理室、揚物・焼物調理室、サラダ・和え物室、アレルギー対応室、容器・器具洗浄室、添物用仕分室 等</p> <p>■消毒保管エリア コンテナ室 等</p>
	一般区域	<p>■調理作業区域入室前の滅菌等エリア 汚染準備室、非汚染準備室、配送前室 等</p> <p>■事務機能 調理員更衣室、洗濯・乾燥室、調理従事者用トイレ、倉庫 等</p>
付帯施設	<p>■駐車場 駐車場、駐輪場</p> <p>■その他 排水処理施設、受水槽、ごみ置場、植栽、車路、門扉及び扉、防火水槽 等</p>	

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書等中に規定する具体的措置に従う。また、契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに契約書等の規定に従い、次の措置をとることとする。

6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の実施する業務が、契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正することができなかつたときは、市は、契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解除することができる。
- ウ ア及びイの規定により市が契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、契約を解約することができるものとする。詳細については契約書等に提示する。

6.4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、契約書等に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

7.2.1. 交付金及び地方債等

市は、本事業においての交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金、補助金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行う。

7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

8. その他事業の実施に関し必要な事項

8.1. 議会の議決

債務負担行為の設定に関しては、令和6年3月河内長野市議会定例会において議案を提出する予定である。また、市は、設計・建設業務請負契約の締結に関する議案を令和6年12月河内長野市議会定例会に提出する予定である。

8.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等により行う。

8.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

8.4. プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

8.5. 実施方針に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

河内長野市教育委員会事務局 教育推進部 教育指導課 学校給食係 〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号（市役所7階） 電話：0721-53-1111（代表） 電子メール：kyuushokuc-project@city.kawachinagano.lg.jp
--